

商品名	後見制度支援預金（有利息型または無利息型）
ご利用いただける方	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です
期 間	期間の定めはありません
お預け入れ	預入方法：随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です 預入金額：1円以上 預入単位：1円単位
払戻方法	随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります ①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認められた際に交付されます
金 利	・原則として、月初に金利の変更をいたします ・金利は店頭が表示ボードの普通預金金利をご覧ください ※無利息型をご利用の場合、利息はつきません
利 息	・計算方法：付利最低残高1,000円、付利単位を100円、1年を365日とする日割り計算 ・利払方法・頻度：3月および9月の当金庫所定の日に元金に組入れます ※無利息型をご利用の場合、利息はつきません
手数料	管理手数料はかかりません 為替手数料について定期送金の同店内は無料、一時交付金および解約時において他金融機関及び他店への振込は通常の手数料をいただきます
付加できる特約事項	指示書の指示内容によるお取扱いのみとなります
税 金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優の利用はできません） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ※無利息型をご利用の場合、利息がつかないため税金はかかりません
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-00-2085）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 （次頁に続く）

その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみお取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、I B契約はできません。・本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。・「総合口座」のお取扱いはできません。・キャッシュカードは発行しません。・通帳によるA T Mでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。・この預金は、本商品概要説明書に定めのない事項につきましては、「普通預金規定」または「無利息型普通預金規程」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。
----------------	---